

明石市営住宅 入居資格

1. 一般世帯（2名以上の世帯）

- (1) 申込者本人が明石市内に住んでいるか、明石市内に勤務場所を有している方。
- ① 明石市内に住んでいる方は、申し込みの1ヶ月前の時点で、明石市に住民登録されていること。
 - ② 明石市内に勤務場所を有している方は、申し込み時点で、その事実が確認できること。
- (2) 申込者本人及び同居しようとする方の住民票が同じ住所にあり、かつ同居していること。または、下記②③④に該当する方。
- ① 家族構成が夫婦または親子を主としたもので、入居される方が2名以上あること。（友人等の寄り合い世帯や他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹等と呼んで同居するなど、不自然な合体・分離をした世帯については、申し込むことはできません。）
 - ② 婚約者と申し込む場合は、鍵渡しの期日までに入籍し、入居できる方。
 - ③ 内縁関係にある方は、鍵渡しの期日までに住民票において未届けの夫、未届けの妻となっていることを確認できること。
 - ④ パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方は、鍵渡しの期日までに届出受理証明書の交付を受けていること。
 - ⑤ 離婚予定での夫婦一方の申し込みはできません。（離婚調停中等の場合で、家庭裁判所の発行する係属中の証明ができる方は除く。）
 - ⑥ 未成年の方は申し込みできません。（既婚者、婚約申込は除く。）
 - ⑦ 申し込み時点で未出生の子（胎児）は申込人数に含みません。

(3) 収入基準に合致される方。

世帯の収入が、収入月額(政令月収)158,000円以内の方。なお、高齢者・障害者・小学校就学前の方がいる世帯等(裁量階層世帯)は、214,000円以内になる場合があります。詳しくは住宅課までお問い合わせ下さい。

◎参考表(収入を得ている方が世帯に1名で特別な控除が無い場合)

()内の金額は、裁量階層世帯の場合の金額 (単位：円)

区分	入居家族数(本人を含む)					
	単身者	2人	3人	4人	5人	6人
給与収入の方 (年間総収入)	~2,967,999	~3,511,999	~3,995,999	~4,471,999	~4,947,999	~5,423,999
税込金額	(~3,887,999)	(~4,363,999)	(~4,835,999)	(~5,311,999)	(~5,787,999)	(~6,263,999)
事業所得の方 (年間総所得)	~1,896,000	~2,276,000	~2,656,000	~3,036,000	~3,416,000	~3,796,000
	(~2,568,000)	(~2,948,000)	(~3,328,000)	(~3,708,000)	(~4,088,000)	(~4,468,000)
年金収入の方 (年間総収入)	~3,028,015※	~3,534,682	~4,041,349	~4,495,308	~4,942,367	~5,389,425
	(~3,924,015)	(~4,391,778)	(~4,838,837)	(~5,285,896)	(~5,732,955)	(~6,180,014)

※65歳以上の方は3,096,011円になります。

- (4) 現在、住宅に困窮している方。(持ち家の無い方)
- ① 自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている方は申し込みできません。
 - ② 共有持分のある家屋も持ち家に含まれます。(相続登記が未済の家屋を含む)
 - ③ 持ち家のある方は原則申し込みできませんが入居までの各段階で、必要な書類が提出できる方のみ申し込みできます。詳しくは住宅課までお問い合わせ下さい。
- (5) 現在、公営住宅に入居及び入居決定されている方は、原則申し込みできません。
ただし世帯分離しての申し込み等一部例外があります。詳しくは住宅課までお問い合わせ下さい。
- (6) 申込者本人及び同居しようとする方が市税や現在お住いの住宅の家賃等の滞納が無いこと。
市税とは、明石市の住民税(市民税・県民税)・固定資産税・軽自動車税等のことです。
申し込み時点で滞納があれば、申し込み後に完納しても失格です。
- (7) 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員でないこと。
暴力団員とは、不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員のことです。また、入居後に暴力団員であることが判明した場合、または暴力団員になったことが判明した場合は住宅明渡しの対象となります。
- (8) 過去に市営住宅の家賃・駐車場使用料その他の市営住宅に係る債務を有し、当該債務を履行期限までに履行していない場合、申し込みできません。
- (9) 過去に明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡しの請求を受け、市営住宅を退去した者で退去日から5年を経過していない場合。または、現在明石市営住宅条例第47条第1項の規定による明渡しの請求を受けている場合は、申し込みできません。

2. 単身者世帯

下記の(1)~(3)の条件に全て該当する方。

- (1) 申し込み時に単身で住んでいる方。
- (2) 戸籍謄本・住民票等の公的証明書で単身であることが確認でき、以下のいずれかに該当している方。
 - ① 高齢者(満60歳以上)
 - ② 障害者
(身体障害者手帳1級~4級、精神障害者保健福祉手帳1級~3級、療育手帳A~B2の方)
 - ③ 生活保護受給者
 - ④ 戦傷病者
 - ⑤ 原子爆弾被爆者
 - ⑥ 海外からの引揚者
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等に該当する方
 - ⑧ DV(配偶者からの暴力)被害者
- (3) 一般世帯の入居資格((2)を除く)を備えている方。

※詳しくは住宅課にお問い合わせください。

明石市都市局住宅・建築室住宅課

TEL 078-918-5044